

## 第 8 章 資料編



○ 函館市子ども・子育て会議委員名簿

(平成26年7月31日現在)

区分	氏名	所属団体
事業主を代表する者	田中 雅世	函館商工会議所
労働者を代表する者	相澤 弘司	連合北海道函館地区連合会
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小田島 一典	北海道函館児童相談所
	風間 和夫	函館市中学校長会
	数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会
	亀井 隆	函館保育協会
	岸田 千佳子	函館市私立幼稚園協会
	木村 一雄	函館市社会福祉協議会
	高田 恵美子	函館市学童保育連絡協議会
	玉利 達人	道南地区私立幼稚園連合会
	中村 郁子	函館市ファミリー・サポート・センター
	村上一典	函館市小学校長会
山本 正子	函館市町会連合会	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	◎ 池田 延己	函館大妻高等学校
	○ 原 子 はるみ	函館短期大学
	三浦 稔	函館臨床福祉専門学校
	山田 豊	函館市医師会
保護者	小野田 府	函館市PTA連合会
公募による者	佐藤 雅子	一般公募
	山形 麻衣華	一般公募

(注) ◎印は会長, ○印は副会長を示す。

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
<b>【平成25年度】</b>	
平成25年 7月23日	○「函館市子ども・子育て会議」設置 (委員20名, うち一般公募委員 2名)
	○第1回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援新制度の概要について ほか】
8月27日	○第2回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)の概要について ほか】
11月14日	○「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
平成26年 2月20日	○第3回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査等の集計状況について ほか】
<b>【平成26年度】</b>	
平成26年 5月14日	○第1回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計について ほか】
6月5日	○第2回函館市子ども・子育て会議開催 【子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて ほか】
7月31日	○第3回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)の協議方法について ほか】
8月28日	○第4回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)の協議について ほか】
9月29日	○第5回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)の協議について ほか】

平成26年10月29日	○第6回函館市子ども・子育て会議開催 【計画素案(たたき台)のとりまとめについて ほか】
10月31日	○庁内関係各課へ計画(素案)の確認依頼
11月20日	○子ども・子育て会議から市へ検討結果報告書の提出
11月27日	○政策会議に計画(案)の報告, 協議
11月28日	○市議会民生常任委員会に計画(案)の資料配付
12月3日	○市議会民生常任委員会に計画(案)の報告, 協議
12月10日	○計画(案)に対するパブリックコメント(市民意見募集) 手続の実施 (計画(案)等を本庁・支所で配布し, 市ホームページに 掲載 ~平成27年1月9日)
平成27年2月10日	○市議会民生常任委員会にパブリックコメント実施結果 の報告
3月11日	○函館市子ども・子育て支援事業計画の決定

## ○ 函館市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ○ 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

### 1 目的

この調査は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、子育て家庭の現状やニーズ、子どもの生活実態などを把握するため、国の基本指針等に基づき実施した。

### 2 実施概要

#### (1) 基準日

平成25年10月1日

#### (2) 調査地域

函館市全域

#### (3) 調査対象

調査対象者は以下のとおり抽出した。

#### 【保護者】

##### ①就学前児童保護者：

0～5歳の就学前児童のうち、5,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、その保護者を対象者とした。

##### ②小学校児童保護者：

市立小学校1～6年生の児童のうち、2,000名を無作為抽出し、その保護者を対象者とした。

##### ③中学校生徒保護者：

市立中学校1～3年生の生徒のうち、1,000名を無作為抽出し、その保護者を対象者とした。

#### 【児童・生徒】

##### ①小学校児童：

市立小学校1～6年生の児童のうち、1,000名を無作為抽出し、対象者とした。

##### ②中学校生徒：

市立中学校1～3年生の生徒のうち、1,000名を無作為抽出し、対象者とした。

#### 【上記以外】

##### ①未成年者：

15～19歳の未成年者のうち1,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、対象者とした。



②成年者：

20～49歳の成年者のうち1,000名を住民基本台帳から無作為抽出し、対象者とした。

③母子・父子・寡婦家庭：

母子家庭は児童扶養手当受給世帯，父子家庭は住民基本台帳上で父子で構成され  
ると思われる世帯，寡婦家庭は平成19年度から平成20年度までの間に児童扶養手当  
受給資格を喪失した世帯者とし，これらの世帯から合計1,000名を無作為抽出し，対  
象者とした。

(4) 調査方法

小学校児童およびその保護者，中学校生徒およびその保護者については，学校を通  
じて配布，回収。それ以外については，郵送により配布，回収。

(5) 調査日程

調査票の配布 平成25年11月14日

調査票の回収 平成25年11月25日

(6) 回収結果

区分	配布数（名）	回収数（名）	回収率
①就学前児童保護者	5,000	1,907	38.1%
②小学校児童保護者	2,000	1,429	71.5%
③中学校生徒保護者	1,000	717	71.7%
④小学校児童	1,000	702	70.2%
⑤中学校生徒	1,000	700	70.0%
⑥未成年者	1,000	204	20.4%
⑦成年者	1,000	256	25.6%
⑧母子・父子・寡婦家庭	1,000	269	26.9%
計	13,000	6,184	47.6%



## 函館市子ども・子育て支援事業計画

---

平成27年3月発行

編集：函館市子ども未来部

発行：函館市

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL 0138-21-3946 FAX 0138-26-6657

印刷：(株)プリントハウス

---



みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく

ジャパン!